

「ポツダム宣言」と朝鮮⁽¹⁾の主権

——「朝鮮に対する日本の主権維持論」を中心に——

長澤裕子

(高麗大学校大学院)

1. 本稿の目的

米国政府の文書を分析した先行研究によって、米国の対朝鮮政策の準備が不足していたという「準備不足論」に対する批判はすでに初期の目的を達成し、太平洋戦争中の米国の対朝鮮政策の成熟度や固有の特色を分析する必要が唱えられている⁽²⁾。戦中の米国の対朝鮮政策は、一外交官の対朝鮮認識や一過性のものではなく、米国の朝鮮に対する戦略的利害関係の集約であり、米国の戦後対朝鮮政策の原型である⁽³⁾。同様に、日本の突然の降伏後、米軍が迅速に対応し対日占領政策を改訂できなかったことや、朝鮮占領の時点でも詳細な占領政策がなかった⁽⁴⁾という主張は、再考の余地がある。つまり、米国による朝鮮政策研究が成熟度が低かったという「準備不足論」は、なぜ米国の政策がその程度の政策を準備したのか、そしてそれでも事が足りたのかという、米国の政策樹立者の立場から分析する必要がある。

上記の「不足論」は、以下の資料によってまず再考できる。米軍は、8月10日に日本の降伏意志を確認後、8月12日には日本の急激な降伏や崩壊に備えた「ブラックリスト作戦」第3版の修正を発令している⁽⁵⁾。修正案は、朝鮮占領軍を米10軍から米24軍への配置交代を告げている。また、戦争の勝利が確実になった8月14日には、不確実な中国の情勢に巻き込まれないことを望んで、米国はアジア諸国間の戦略的地位を再設定している。中国の後退と朝鮮の昇格という決定の下、日本本土の占領を第一に、そして朝鮮、中国と占領国家間の優先順位を設定した⁽⁶⁾。合わせて、米24軍が戦争終結から進駐まで朝鮮の占領政策、特に進軍の規模や政策の動向に関する研究が、対日占領との関係から決定されたことを指摘したい。

米24軍は、南朝鮮は日本に比べ対米態度が友好的との判断から、朝鮮占領にはそれほど困難は伴わないと判断し、進軍規模を少なく見積もった。日本占領の初期には、戦争直後の反米感情から日本では軍人の反対活動が起ると判断したため、対日占領の要員を優先し、南朝鮮にはまわさないと決定した⁽⁷⁾。結果的にはこうした判断が、進駐直後にホッジ司令官は軍要員の不足や改善の必要性を指摘する状況を招來した。しかし、そうした状態が、米24軍の占領準備の不在や不足ではなく、対日占領政策の影響であったことは、その後の日本と南朝鮮の占領政策の関連性を分析する上で留意する必要がある。

したがって本稿では、米国の戦後対朝鮮占領政策の原型となった戦時中の米国の対朝鮮占領政策が、戦略的利害関係の投影である以上、朝鮮よりも優先された敵国研究(Enemy Studies)の対日占領政策の影響下にあったという点に基づいて分析する。戦中の米国の対日政策が敵国研究として、そして朝鮮が敵国の旧領土(Occupied Area)研究という枠組みの中で扱われた点に着目して、米国による戦後の対朝鮮政策と対日政策の関連性についてみてみたい。つまり、日米関係の中で日本の終戦対策である対南朝鮮政策と米国の対南朝鮮政策をとらえ、因果関係を指摘したい。

具体的には、日本政府の「ポツダム宣言」受諾とその第8項の植民領土の放棄による朝鮮の主権と利益の放棄という問題を、日本政府と連合国の一資料を用いて史実の再検討を試みる。従来では一般的に、敗戦後の「ポツダム宣言」の受諾時に、日本政府は朝鮮に対する領土主権を喪失したと解釈されている。また、当時の日本は、敗戦国という国際社会でも不利な立場にあり、最も重要な課題は自国の再建と連合国との関係樹立であつ

たことや、連合国に支配下にあった日本には朝鮮問題に関与する能力も意志もなかったという見解もある。しかし本稿では、日本にとっては、敗戦したからこそ、終戦という大きな転換点において旧植民領土としての朝鮮の関係を再設定が外から強要される状況にあった点に注目する。敗戦後、日本が朝鮮問題に対していかに対処したのか、特に朝鮮の主権という問題をいかに認識し、それが米軍政の南朝鮮占領政策といかなる因果関係にあったかを中心に一次資料に基づいて検討する。

以上のような問題設定に基づき、本稿は以下のような構成をとる。第2節では、敗戦の決定直後から米国の対日および対米占領の開始までの日米交渉を確認する。その上で第3節以降で、日米の朝鮮政策の因果関係に注目する。まず第3節では、ポツダム宣言に調印する以前と調印後の時期に区別して、日本側（朝鮮総督府と政府）と米国側（国務省、米軍・連合国総司令部（GHQ／SCAP）と駐韓米軍政庁）の朝鮮の主権をめぐる解釈の内容⁽⁸⁾をみる。そして第4節では、ポツダム条約の調印後に、GHQ／SCAP（以下、GHQ）が発令した対南朝鮮政策に関連した対日指令を例にとり、それに対する日本の対応をみる。最後に、結論として本論の考察をまとめ、本稿に残された課題を指摘する。

2. 敗戦直後、日本の対米交渉態度

戦時中、米国は対朝鮮占領政策を対日占領政策との関連で段階的に決定すると米軍を中心とした敵国占領研究の中で結論づけた。対日戦争の勝利が濃厚になった1943年9月頃からは、米軍の中では、ヨーロッパ中心の戦後軍政から脱し、アジアの戦後占領政策の大幅な強化に転換した⁽⁹⁾。朝鮮や台湾（Formosa）、フィリピンについても個別の戦後占領政策を研究する必要性が唱えられた。当時実施していた戦後の対日占領政策のように、朝鮮など日本の植民地についても占領政策にあたる米軍政の要員を育成しようという意見もあった。米国が戦争に勝利した暁に占領すべき敵国日本の植民領土を、日本専門家によって「旧領土」というカテゴリーとしてではなく、朝

鮮やフィリピンや、台湾の戦後政策を個別に樹立し遂行する専門的な職業軍人の必要性が指摘された⁽¹⁰⁾。しかし、戦時中、米軍は日本を米国の戦後アジア政策の優先地域にして対朝鮮及び対フィリピン政策などを対日政策に従属させる方針をとった⁽¹¹⁾。したがって、米軍は、戦後に日本の旧領土に導入することを目的に将校を育成した陸軍民政局訓練所（Civil Affairs Training School；以下、CATS）では、朝鮮や東南アジアの言語はもちろん政策研究を実施しないと決定した。米国の戦後地域占領政策の中心地として日本を選択し、その他の地域の占領政策を日本の占領政策との関連から樹立することになった。

一方日本政府は、敗戦直後、日本は連合国に対して降伏はするが、敗戦国として背負う負担は交渉で極小化できると考え、それを実践した。すなわち、当時、日米の間にポツダム宣言の施行や占領をめぐる具体的な合意が存在しなかったため、日本政府は、8月15日以降も対米交渉の余地があると認識していた。日本は連合国に降伏の旨を伝達した直後から、ポツダム宣言調印の9月2日までの約20日間、日本占領に関して連合国と交渉を続けた。日本政府は8月13日スイス大使館を通じてポツダム宣言の条項には記載されていないとして、米国務省がスイス大使館を介して要求した各国の日本大使館と領事の財産や文書の連合国への引き渡しを拒否した。合わせて同月の16日には、日本占領に対する条件として、帰還兵士の武装などを提示し、こうした日本による要求があったことの文書化や対外秘を求めた⁽¹²⁾。河辺中将や岡崎外務省調査局長など、日本政府の代表が参席した8月19日からのポツダム宣言受諾をめぐる日米交渉、いわゆる「マニラ会談」⁽¹³⁾での日本代表は、対米交渉を実施していた。

日本政府がGHQの諸占領政策に対して、交渉による政策の変更が可能だという姿勢をとり続けると、マッカーサーは以下のように日本政府はGHQの占領政策に従順ではないと指摘し、駐日米軍にも喚起を促した。

降伏宣言は9月2日まで調印されず、日本政府に対しては日本軍の武器に関する何の命令も

下されなかった。日本は厳しい降伏条件での受諾を避けようとして (attempting to avoid harsh surrender terms) ……ポツダム宣言に違反しようという動きがあった。⁽¹⁴⁾

このような日本の要求に対する米国内部の対応には差異が見られる。国務省は日本の要求に応じた⁽¹⁵⁾が、陸軍省やGHQ/SCAPはそのような国務省の妥協的な対日姿勢に抗議した。陸軍省やGHQ/SCAPは、国務省がすでに政府レベルで確定した降伏宣言を変更したと判断して占領当局の権威の失墜だと考えたのである⁽¹⁶⁾。マッカーサーの日本政府に対する抗議は、1945年9月15日、日本国内の通信局代表を招集した会議でフーバー (Hoover) 広報室敵対情報局国内検閲長から伝えられている。GHQは進駐2週間ほどの占領初期に、同盟通信⁽¹⁷⁾や日本の国営ラジオ放送局を始めとする国家の言論機関の責任者に対して、GHQの占領政策に反抗的だと叱責した。

……あなたたちが今日なぜここに集められたかというと……日本政府と新聞ラジオ報道関係者に関して下した9月10日付けの命令が守られていない点をマッカーサー司令官が不満に思っているからだ。マッカーサーは……連合国は日本を平等な国家とみなしていないことをあなたたちが確実に理解することを望んでいる。[日本は] 戦争に敗れた敵国で、文明国家に与えられる権利などは、まだ教えられない……。ある通信社は、最高司令官が日本政府と交渉している [強調は原文] という印象を世論に与えている。交渉などはまったくない [強調は原文]。……これは交渉ではない [強調は原文]。交渉とは平等な関係の中でなされるものだ。……日本政府は命令を下されたのだ。⁽¹⁸⁾

ポツダム宣言の内容や施行に関する日米間の見解差を交渉で解決できないまま9月2日の調印式を迎えた。以下では、こうした見解差が埋められないまま、その後のポツダム宣言受諾に伴う具体的な指令発令時に朝鮮をめぐって日米の葛藤が露呈した点に注目する。

3. ポツダム宣言と朝鮮の領土主権

(1) 米軍の進駐前、総督府の「朝鮮の主権維持論」

同時期に行われた朝鮮総督府（以下、総督府）と米24軍の日米交渉も、日本政府が取っていた対連合国との交渉可能という姿勢がみられる。敗戦後、総督府は、米軍の先遣隊の南朝鮮行きを準備する段階から、米国との終戦交渉を開始した。上月司令官はホッジ司令官に対して駐朝鮮日本軍の持続を要求したが、南朝鮮到着後の米24軍代表との会談では、日本の要求は覆された。にもかかわらず、この時期の交渉で日本が米国の指示にも従わず、合意しないままその後も主張し続けた案件に、朝鮮に対する日本の利益や主権問題がある。

総督府は総督府自体の存続を疑問視⁽¹⁹⁾していたものの、朝鮮に対する主権は法的に日本にあると考えていた。つまり、朝鮮の主権は、日本の独立問題を規定する講和条約が批准されるまで日本にあるという見解である⁽²⁰⁾。同様に、日本政府も、日本が連合国との戦争敗北で朝鮮の主権を喪失したとはみず、敗戦後もなお植民領土の主権を維持しているとした。講和条約の締結までの期間、日本は敗戦後も朝鮮に対する主権が法的に保証されているという日本政府の見解が、総督府に伝えられたのである。このように日本政府と総督府は、朝鮮に対する日本の主権は、日本の終戦宣言である「ポツダム宣言」の受諾した時点（1945年9月2日）ではなく、連合国との講和条約との締結時に移譲するという解釈を展開した。

同時に、日本政府は、米軍による南朝鮮の占領によって、「事実上は」日本の朝鮮に対する主権が休止するだろうと予測していた。日本政府は、朝鮮に対する総督府の行政に関しても、朝鮮で日本の行政が阻害されるかについては、米軍の進駐状況によって明白になる⁽²¹⁾と判断していた。つまり、朝鮮に対する主権と行政権は基本的に日本にあるが、米軍の占領の様態によっては変動する可能性もあるという危機感も抱いていた。しかし、あくまでも日本は、米国が日本の植民領土に対する利益や主権を剥奪する対日強硬政策を実施しても、日本の朝鮮に対する権利は「法的に」保証さ

れると判断した。

こうした日本政府の見解は、遠藤柳作政務総監による8月27日付けの命令⁽²²⁾と総督府の対応にもよく表われている。総督府は、遠藤の指示に従って米24軍との折衝事項を研究し、対米24軍交渉の二つのシナリオを作成した。シナリオが二つ作成されたのは、その時点ではまだ米24軍が進駐後に総督府に対してどのような交渉態度を取るかが不確かであったからである。したがって、シナリオは、米軍が総督府という機構の存続を認められる場合とそうでない場合に分けて二つが準備された。総督府は、米軍の進駐後も総督府が持続する場合、総督府は米軍政長官の下に隸属することになると想定した⁽²³⁾。そして総督府の存続が認められない場合、総督府の行政権は他の機関に引き継がれると想定された⁽²⁴⁾。総督府は、米24軍がこの後者のケースを実施すると予測した。その理由として、終戦当時、ソ連軍が北朝鮮地域で実施した占領政策でもあり、朝鮮の国民もそれを希望しているという二つが挙げられた。総督府は、この場合は、総督府の機能と統治権も停止すると判断した⁽²⁵⁾。そして総督府は、二番めのシナリオへの対応として、以下の二点に関して研究する必要性があると指摘した。①米軍に対抗できるかどうかについて、②抵抗できる場合、総督府が米軍にどの範囲で協力しどの程度職員を動員するかについてである⁽²⁶⁾。ここでも、総督府が抵抗の余地を研究し、米軍に対する協力レベルを自ら設定しようという姿勢がみられる。

注目すべきは、総督府が米24軍による総督府の解体という強硬政策に抵抗できない場合においても、総督府は「法令上」残存する⁽²⁷⁾と理解していた点である。総督府は当時、日本人職員を帰国させず朝鮮に待機させる方向で24軍との交渉に臨むと計画していた⁽²⁸⁾。総督府は、連合国への敗北は日本に対して米軍への無条件的な従属を義務づけないと判断していたからである。

(2) ポツダム宣言調印後「朝鮮の主権（Sovereignty over Korea）」をめぐる日米交渉

調印式の翌日、日本政府は、政府重要ポストを招集してポツダム宣言をめぐる政府見解をまとめ

た。日本政府は、ポツダム宣言に関して連合国との見解差を中心に以下の点を研究していた。それは、ポツダム宣言が①戦争終結に関して休戦と定めているのか、それとも敗戦としているのか、②日本の統治権を否定しているのか、それとも制限しているのか、③主権の範囲をどう定めているのか、④命令や契約なのか、それとも連合国の方的な通告にすぎないのかなどである。これ以外には、ポツダム宣言の法的性格や受諾によって日本政府が担う法的責任などが整理された⁽²⁹⁾。

特にポツダム宣言の領土条項の履行については、外務省が朝鮮は調印後も日本の領土だという主張を展開した。

われわれは昭和20年9月2日、降伏文書に調印することで正式にポツダム宣言を受諾し、したがってポツダム宣言〔第〕8〔項〕で規定されている「日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び連合国が決定した諸諸島に極限する」という条項を承認したが、……即時にわれわれの外地等に対する主権が喪失される法的効果を発生するのではなく、ただ将来締結されるべき平和条約にわれわれが外地等に対する主権を放棄することの規定が含まれることを承認することにすぎない。……外地の存在を前提に制定した外地関係法令は、ポツダム宣言及び降伏文書によっていかなる影響をも受けない。⁽³⁰⁾

確かに宮沢俊義など当時の法学者の中には、「ポツダム宣言の定めるところに従い、千島、南樺太、朝鮮、関東州、台湾及び南洋群島は日本の領土ではなくなった」と主張する者もあった⁽³¹⁾。しかし、日本政府はこの見解に対しても、ポツダム宣言の受諾は「直ちにわが国の外地等に対する主権の喪失という法的効果を生ずるものではなく」、「将来締結せらるべき平和条約に、わが国が外地等に対する主権を放棄する旨の規定が含まれることを承認したものにすぎない」とまとめた。そして結論として「外地関係法令は、ポツダム宣言及び降伏文書により、法律上は何らの影響をも受けるものではない」とした⁽³²⁾。

さらに重要なのは、米国務省も朝鮮の主権に関

して当時の日本政府と見解を同じくしていたという点である。米国務省は、エチソン (Atcheson)、ポートン (Borton) やヴィンセント (Vincent) そしてウィロビー (Willoughby) やマッキューン (McCune) など、極東政策の高位政策決定者と国際法や政治学者の 16 人で、日本の朝鮮主権主張と朝鮮の独立問題に関する国務省各局の意見を調整し省の意見をまとめた。こ会議は、ポツダム宣言受諾の前後にそれぞれ開催された。同会議は、GHQ が日本進駐した直後のポツダム宣言調印直前の 8 月 31 日と、調印後の 11 月 4 日付けで朝鮮の主権に対する国務省の見解をまとめている。まず、8 月 31 日の決定で注目すべき点は 2 点ある。

第一点は、米国務省は戦争の勝利後に敵国植民領土を占領しても、植民領土の主権を変更できないという立場から朝鮮の主権問題について問題を提起している⁽³³⁾ことである。こうした国務省の解釈は、国際法の歴史的な判例に基づいている⁽³⁴⁾。国務省が依拠したのは、ノックス (Knox) とムーア (Moore) やライト (Wright) など、国務省の法律顧問として条約局に勤務した米国の国際法学者や政治学者が執筆した法律集「Digest of International Law」と米国の国内法のうち占領に関する条項である⁽³⁵⁾。これらにしたがって、米国務省は、日本が連合国への敗北を宣言する降伏という事実が、朝鮮に対する主権を日本から戦勝国の中間に委譲 (transfer) させないと判断したのである。先例としては、スペインとその植民領土キューバと米国の関係が挙げられた。スペインは、米国と交わした 1898 年 8 月 12 日付けの議定書で、プエルトリコなどに対する主権とすべての権利を米国に対して放棄し、プエルトリコとその他の島についても米国に委譲した。しかし、この議定書は主権の変更 (change of sovereignty) という効果を發揮せず、スペインはその後同年 12 月 10 日の平和条約締結まで植民領土に対する主権を維持した。国務省は、朝鮮に関してもこの解釈に従うことに決定したのである⁽³⁶⁾。ポートンを中心とした国務省の諮問委員会では、すでに 1942 年から翌年にかけて、1898 年のキューバの例に基づいて、解放後の朝鮮に独

立する権利を認めるが、主権と統治権は一定の期間保留にする案を研究している⁽³⁷⁾。つまり、戦中の国務省の朝鮮信託統治案は、朝鮮の主権に関連した法的解釈の中で考案されていた。

もう一点は、国務省が「日本は、カイロ宣言で唱えられた適切な手段による朝鮮の漸進的な独立政策を承認したが、朝鮮の主権を放棄しなかった」⁽³⁸⁾ので、早急に対策を講じる必要に迫られたという点である。なぜならば国務省は、「朝鮮駐屯日本軍 (Japanese Forces in Korea) が降伏すれば、朝鮮は米国の占領地域となるが、米軍による占領そのものは、領土に対する主権を変更しない」⁽³⁹⁾とし、「降伏宣言への調印」や「連合国による朝鮮の占領」によっても、「日本は朝鮮に対する主権を喪失せず、連合国はそうしたいかなる状況によっても朝鮮に対する信託統治の樹立に必要な法的権力を確保できない」と判断したからである⁽⁴⁰⁾。

国務省は、朝鮮の主権が日本から委譲される方法として、次の二つを考案した。第一案には、連合国間で朝鮮に対する権威を保有すると公式的に宣言する条約を締結すること⁽⁴¹⁾、そして第二案には、日本が朝鮮に対する権利と資格を放棄するよう導くことが挙げられた⁽⁴²⁾。ポツダム宣言の調印直前の 8 月 31 日の時点で国務省が選択したのは、後者の案、すなわち GHQ が天皇に対して朝鮮への日本の権利と資格を放棄する宣言に即座にサインさせる案であった。国務省は、GHQ は即刻、天皇に対して朝鮮の主権放棄宣言をさせる交渉に取り組むべきだと結論を下した。そして、前者の案は、連合国が朝鮮に対する信託統治の実施を公式的に宣言する案として準備された。しかし、この時点では、連合国が朝鮮の信託統治を国際的に宣言するのは、あくまでも GHQ が天皇との交渉に失敗した際の次善策として準備された⁽⁴³⁾。

GHQ もまた、国務省が積極的に考慮している信託統治案よりも、天皇に対して朝鮮の主権を放棄させる交渉を優先すると決定した⁽⁴⁴⁾。日本との間で朝鮮主権の放棄交渉を担当したのは、マッカーサーの側近で、GHQ の民政局 (Government Section) が積極的に推進した日本国憲法

の改定に深く関わったリチャード・プール (Richard Poole) である⁽⁴⁵⁾。彼は弁護士かつCATS出身で、GHQで天皇と条約条規制定 (Committee on the Emperor, Treaties and Enabling Provisions) を主に担当した⁽⁴⁶⁾。

資料の制約から、GHQと天皇の間で展開された朝鮮半島の主権をめぐる交渉の詳細は明らかでない⁽⁴⁷⁾。しかし、国務省は、局間調整に関する「朝鮮に対する権利の委譲」という同名の11月5日付け資料で、9月2日のポツダム宣言の受諾後も日本によるポツダム宣言への調印で、朝鮮に対する日本の資格が、“連合国に対して”放棄されたのではない⁽⁴⁸⁾という問題に直面していることを示している。ポツダム宣言の受諾によって、日本政府は朝鮮が解放後に独立すること、そして日本の主権が日本列島と連合国が規定した諸小島 (such minor islands as the Allied Powers determine) に制限される点に合意している。したがって、朝鮮に対する日本の主権放棄は、同日に調印された降伏文書によって法的に規定された⁽⁴⁹⁾。しかし国務省は、朝鮮の主権は、日本のポツダム宣言の受諾によっても、連合国あるいは朝鮮人に委譲されないし、調印以前の主権は日本にあると結論づけた⁽⁵⁰⁾。

一方、米軍政庁の司法部アーネスト⁽⁵¹⁾も、朝鮮は領土主権を決定する権能を持たない米軍政庁の領土であると判断していた⁽⁵²⁾。彼は、朝鮮の主権は停止した状態とした⁽⁵³⁾。つまり、朝鮮の主権はどこにも位置せず、米ソは「主のない土地」を占領したのである⁽⁵⁴⁾。しかし国務省は、どの国家も国民も主権を保有しないという困惑した状況を開拓して法的に明確にすべきだと主張した⁽⁵⁵⁾。

ここで注目すべきは、米国側が法的解釈に基づいて対朝鮮政策を樹立した点である。特に国務省の朝鮮信託統治案は、朝鮮の主権が日本にあるという法的解釈に基づき主権委譲の方策として考案されている。国務省は、ポツダム宣言受諾によって朝鮮の主権が朝鮮に委譲されたら、朝鮮信託統治案に対する連合国賛成を誘導する上で困難が増幅すると考えた⁽⁵⁶⁾。したがって、戦中から信託統治案を積極的に研究していた国務省からは、

朝鮮への主権委譲はその目的達成の障害物として認識されていた。

4. 米国の「日本と朝鮮の分離」政策と制令⁽⁵⁷⁾の無効化

結局、米国は、ポツダム宣言と降伏文書への調印をもってしても、日本の植民領土に対する解釈を是正し朝鮮半島に対する主権を完全に委譲させることができなかった。したがって国務省は、将来締結する日本との平和条約の中に、日本政府が朝鮮の主権と権利を放棄すると明記した条項を取り入れるべきと決定した⁽⁵⁸⁾。

米国は、降伏文書の調印式以降もなお継続していた降伏以前の時期の朝鮮に対する日本の主権と、法的にあいまいな朝鮮の地位を開拓するために、朝鮮の行政と政治を日本から分離するという法的な方策をとった。つまり、米国は、朝鮮には主権を持つ政府が存在しないので、ハーグ会談で追認された軍事占領以前に関する国際法の事例に従つて⁽⁵⁹⁾、駐韓米軍司令官が従来の南朝鮮主権政府の代理権限を保有する⁽⁶⁰⁾という論理を開拓しながらも、日本政府や総督府が国際法に基づいて総督府や制令の持続や、朝鮮への主権委譲が招来する米国側の不利を考慮して、日本の影響を朝鮮から取り除く措置が必要だった。米国にとっては、南朝鮮占領における米軍の実質的な法的立場を強化するためには、占領政策の実行に障害となる日本の朝鮮への介入を除去する必要があった。

日本と朝鮮両国の分離が日本政府に正式に下されたのは、1946年1月29日のGHQの対日覚書「若干の外郭地域の日本から政治上及び行政上の分離に関する覚書」による⁽⁶¹⁾。それは、1945年10月始め、マッカーサーの政治顧問であったエチソン (George Atcheson) はバーンズ (Byrnes) 国務長官への文書で提言されている。エチソンは、「日本と朝鮮を法的に分離する指令」を早い時期に下す必要があること、それが朝鮮の失望をぬぐい歓喜を呼ぶと主張している。指令の発表日については、マッカーサー最高司令官の決定としている⁽⁶²⁾。エチソンの提言に対してバーンズ (Byrnes) 国務長官は、日本と朝鮮の法的分離に関して迅速に対応すること、そしてその後

の決定や指令に関しても GHQ に伝達することを約束し⁽⁶³⁾、積極的にすすめた。というのも、国務省は、国連憲章第 77 条において信託統治に置く地域が「第二次世界大戦の結果、敵国より分離すべき地域」と規定されている⁽⁶⁴⁾以上、信託統治案を推進するには日本と朝鮮を分離した地域と定める必要があったからである。

この指令は、まず日本領土の範囲を具体的に定めた上で、それ以外の“外郭地域”に対して日本が行政的・政治的に介入することを禁じた。しかし、当時、日本の主権が及ぶ領土の範囲についてポツダム宣言が「本州、北海道、九州、四国及び連合国が定めた諸諸島に極限する」と規定していたが、「連合国が定めた諸小島」に関しては、日米の間に合意がなかった⁽⁶⁵⁾。したがって、領土の範囲を詳細に明記する作業が必要とされた⁽⁶⁶⁾。この作業には GHQ の民政局朝鮮課も、朝鮮問題の担当という立場から米軍政府と直接連絡をとつて関連作業にとりかかった⁽⁶⁷⁾。

日本側では、まず政府が各関係方面に連絡し措置にあたった⁽⁶⁸⁾。GHQ との連絡交渉窓口であった終戦連絡委員会が中心になって各省に対策を考案させたものの、ばらついた旧植民領土に対する対応が問題となった。1月 31 日の会議では、総務部が“外地域にある諸島の行政権行使とこれに伴う各種措置方針”を発表し、10 日後の 2 月 10 日までに各省の代表に対して報告書の提出を求めた⁽⁶⁹⁾。しかし、2 日後の同会議では、第一復員省から本邦領土の範囲について CLO [Central liaison Office：終戦中央連絡委員会] が交渉し、範囲を判然とする必要性が指摘されている。それに対して委員会の総務部は、各管轄部局で案を進めていると応じた⁽⁷⁰⁾ものの、続く 2 月 6 日の同会議ではついに各省が困難を感じている問題や疑問点を集めて、翌週には GHQ と交渉すると決定した⁽⁷¹⁾。それは、各省の同指令行政権停止に伴う関係事項の措置が、まちまちで、各省代表が内閣などが必要事項や標準を統一的に明示する必要性が指摘されたからである。特に、GHQ と日本政府の間では、日本の領域についての認識があいまいだった。朝鮮については、鬱陵島、竹島及び濟州島などを初めとする小島を朝鮮それとも日本

とするかについても、交渉可能だという認識が強く、かつ講和条約締結時まで交渉の結果がひじょうに流動的であった⁽⁷²⁾。

そのような中、GHQ はその後も 1946 年 4 月 3 日付けの非公式文書で 1 月 29 日付けの指令による「日本本土外の地域に關係ある日本所在政府機関に関する報告」の適用範囲を拡大するなど、日本政府に圧力をかけた⁽⁷³⁾。日本政府はすでに同年 3 月 9 日付けの覚書で、内務、大蔵、司法、農林及び運輸の各省並びに通信院管下の該当機関同報告書を GHQ に提出していたが、外郭地域で日本人の利益や現地人融和のために設立した諸団体の組織やその関係勅任官についての報告がさらに求められた⁽⁷⁴⁾。

したがって、「外郭地域」指令に対して制度的な面で日本政府は旧植民領土の管轄を内務省から外務省に移した。外務省では、1 月 29 日以後、外地に対し政治上及び行政上の管轄権を及ぼすことが排除されたと解釈した⁽⁷⁵⁾。国内法の外地への適用も停止された。つまり、法律治安維持法などの外地に対する適応を停止することが正式に決められた。しかし外務省は、「日本の行政権に關係がある外地関係法令」が外地に対する適用を停止させるにすぎず、その他の点においては、外地関係法令の効力に影響を及ぼすものではないと解釈した⁽⁷⁶⁾。つまり、外地への適用を目的に制定された法制度の効力は変わらないとした⁽⁷⁷⁾。当時こうした外務省の対朝鮮政策をまとめたのは、総督府の元総務課長の山名酒喜男北方課長を中心とした管理局の代表だった⁽⁷⁸⁾。したがって、GHQ による日本と朝鮮の法的分離措置は、日本国内から外地に対する影響を排除する点では目的を達成したが、植民領土を統治するために制定した日本の「外地関係法」の是正や廃止には及ばなかった。

朝鮮の独立をめざした米軍政府は、こうした日本の処置や戦前の日本の主権維持という国際法上の解釈に対応して、総督府の法律を個別に無効とする作業に努めた。米軍政府は、日本と朝鮮の法的な分離が宣言された 1946 年 1 月以降もなお、総督府が制定した個々の法律は、米軍政府の名で個別に無効宣言を発表するまで有効と判断してい

たからである⁽⁷⁹⁾。米軍政による旧法の廃止宣言の代表的な例は、1945年9月18日に発表された⁽⁸⁰⁾一般命令第5号である。一般命令第5号は、米軍政府法務部の出奔期の第一歩として、朝鮮の人々を差別・抑圧してきたすべての政策や教義を除去し、朝鮮の人々を法的に公正そして平等に対処することを掲げていた⁽⁸¹⁾。具体的には、①政治に関する犯罪処罰、②朝鮮思想犯予防拘禁規則、③治安維持法の朝鮮、台湾及び樺太への施行、④出版法、⑤朝鮮思想犯保護觀察令、⑥神社に関する法令の廃止を宣言した⁽⁸²⁾。

しかし、米軍政の占領初期、特にホッジは総督府の影響を排除することに消極的だった。また以下の点から、一般命令第5号の発布は、米軍政がいわゆる差別法の廃止宣言によって世論に対して民主化の主体としての米軍政の占領の正当性をアピールする名目的な面が強かったといえる。なぜならば、一般命令第5号の発布よりも早い8月15日直後⁽⁸³⁾、総督府はすでに政治・思想犯に対して治安維持法など差別法の無効を宣言し釈放している⁽⁸⁴⁾。それに、日本国内でも、治安維持法などの違反による拘束者は、GHQによる治安維持法の廃止令の前に実施されている⁽⁸⁵⁾。したがって、上の一般命令第5号が、総督府に政治犯の釈放を決定させたのではない。それに米軍政は、山名の10月23日付け依頼を受け⁽⁸⁶⁾、「既に破棄したもの除き、しばらくは日本の法律の効力を維持する」という一般命令第21号を11月2日に発令している⁽⁸⁷⁾。それは、ホッジがワシントンが主張した「総督府の早期撤退」指令に反対し、総督府の人事を残留させた以下のような状況判断に基づいていた。

総督府の人事の解任は、世論からすればひじょうに望ましいが、実質的にはある時期が来るまでそれは不可能だろう。日本人は名目的には解任できても勤務が要求される。政府、道そして市レベルでも下級の職員以上の職務を引き継げる人材が朝鮮にはいない。上級職にあった韓国人は親日派とみなされ、……ともすれば日本人以上に嫌われている。⁽⁸⁸⁾

以上のように、米軍政期を通じて日本が朝鮮に対する主権や関連法規を維持したことは、敗戦後も日本が植民認識に基づく対南朝鮮貿易を続行した上で基礎となつた⁽⁸⁹⁾。戦後、特に朝鮮戦争によって日本は経済力を背景に韓国に対して独自の影響力を強化していった⁽⁹⁰⁾が、米軍政による占領期にも同じような構造が見られる。米軍政は、当時、日本が実施していた朝鮮との経済貿易は朝鮮の経済発展やが朝鮮独立経済の樹立の妨げになると批判している⁽⁹¹⁾。代表的な例が、朝鮮米の対日輸出である。米ソ共同委員会の準備段階で米ソが南朝鮮米の対北支援という約束が、米不足で米側の不履行に終わり、北側からの対南石炭等の輸出による経済交流が失敗した⁽⁹²⁾。朝鮮経済は、戦前から南北の産業分業構造（北の工業と南の農業）が構築されており、南北はそれが自給自足できず、南北の相互依存的な経済交流を前提としていた⁽⁹³⁾。また、戦前から朝鮮の対日貿易は釜山などの南の港を経由して、そして対満州貿易は北の港を中心に行っていたため、南北朝鮮の経済交流の分断は、南朝鮮の対日貿易依存という構造をさらに強化した⁽⁹⁴⁾。中国に期待していた食糧難解消という日本の期待は、情勢の不安定で南朝鮮への依存をさらに高めた⁽⁹⁵⁾。朝鮮半島周辺の漁域は戦時に比べて4倍も拡大し、距離的には太平洋方面から500里から1200里に拡張された⁽⁹⁶⁾。

5. 結論

以上、ポツダム宣言の調印以前から日米間に存在した同宣言をめぐる見解差は、戦後朝鮮問題においては、主権という根本的な問題として現れた。日本政府は、領土条項を含んだ「ポツダム宣言」の受諾後もなお、朝鮮に対する領土主権は喪失せず日本にあると主張した。したがって旧統治領土としての朝鮮の関係は、終戦を機に大きな転換もなく、戦後も植民経営と同じ観点から政策が樹立された。つまり、日本は朝鮮が日本の敗戦と同時に解放・独立したとは考えず、あくまでも将来締結する講和条約の締結時まで、朝鮮に対する領土主権を維持すると解釈していた。こうした解釈は、

日本政府の立場として、1946年の新憲法の発布後もなお1951年サンフランシスコ平和条約締結時まで及んだため、朝鮮における財産権請求などの問題に対する日本の主張とも関連していると考える。こうした日本の朝鮮半島の主権維持という政策は、一過性の主張や政治工作ではなく、対朝鮮政策の目標と担当者の政策姿勢やそのアウトプットとしての政策に反映された。講和条約締結時までの日本の朝鮮に対する主権の主張や、朝鮮などの外地に関連する法整備には、朝鮮総督府の官吏が担当するなど、人的な継続性もみられ、総督府の対朝鮮認識や政策が維持された。

日本は「朝鮮の主権維持」という論理に基づき、敗戦国でありながらも朝鮮の旧統治国としての地位を存分に活用し、米軍政庁の南朝鮮占領政策に影響を及ぼした。朝鮮の解放直後の経済的な南北分断や南朝鮮の対日貿易への圧倒的な依存という状況は、構造的な問題として米軍政庁の朝鮮の独立の妨げとなつた⁽⁹⁷⁾。今後の課題として、朝鮮の解放初期、日本の利権維持が、米軍政庁による南朝鮮の中道派勢力の包摂に努力にもかかわらず、日本の影響力除去という問題で破綻した過程でいかに作用したかを明らかにしたい。

(1) 本稿では、当時日本政府が使用した「朝鮮」という呼称を使用する。李承晩初代大韓民国大統領が1951年1月頃から積極的にGHQ/SCAPを通じて「韓国」への呼称改正を主張したように、日本では大韓民国樹立後も1910年勅令第318号「韓國ノ國号ヲ改メ朝鮮ト称スル」で定められた呼称を慣例的に使用した。“Memorandum from President Syngman Rhee to Ambassador Cynn, Tokyo”, 18 January, 1950, RG 331 Box 2189; “Letter from Mrs., Syngman Rhee to Mr. Ray Richards, Correspondents Club Tokyo”, 18 January, 1950; “Use of Word” Han Kuk” (or “Han Kook”) Instead of “Chosen”, from D [epartment of] S [tate] to CIE, L [egal] S [ection, SCAP], G [overnment] S [ection, SCAP], 14 February, 1950; “Proposed Memo to Japanese Government Regarding Use of Term Han Kook for Korea”, 16 February, 1950, RG 331, Box 2189, National Archives Records Administration (以下、NARA).

(2) 鄭容郁(2003)『解放前後 米国の対韓政策』、ソウル大学校出版部、473-474；李完範(2001)『38線画定の真実』、知識産業社、「準備不足論の批判」の項(218-

253)を参考のこと。

- (3) 鄭容郁(2003) 474。
- (4) 李圭泰(1997)『米ソの朝鮮占領政策と南北分断体制の形成過程』、信山社；福永文夫(1997)『占領下中道政権の形成と崩壊、岩波書店など。具体的には、ブラッククリストの第3版の修正案がないという点を指摘している。
- (5) (Secret) “Amendment for [the 3rd edition of] Blacklist Plan”, 12 August, 1945, Record Group (以下、RG) 554, Box 34, NARA.
- (6) (Top Secret) Priority among Points for Occupations, Copy Radio, 14 August, 1945, from CINCAFPAC to CINCPAC ADV, RG 554 Box 34, NARA.
- (7) (Top Secret) “Blacklist Plan Basic Logistic Plan, the 3rd edition”, 8 August, 1945, MacArthur Memorial Archives (以下、MMA) 資料、国会図書館所蔵 ROM 1637.
- (8) 連合国による南朝鮮占領の法的解釈については、以下が詳しい。羅仁均(2003)『韓半島占領政策の国際法的考察』、『国際法学会論叢』第48巻第1号、大韓国際法学会。台湾や南洋群島など、日本の他植民領土の主権についての論議も存在したが、軍事政略的な面からの考察がさらに必要であるため、本稿では朝鮮のみの限定的な考察であることを了解いただきたい。
- (9) 8 September, 1943, Signal to Charles S. Hyneman, Consultant, Military Government Division Office of the Provost Marshall General, War Department from Robert Redfield, Chicago University, CATS, thorough Signal Corps United States Army, War Department Message Center, RG 389 Box 890, NARA.
- (10) 20 July, 1944, Letter to Mr. Fred R. Eggan, Director, Civil Affairs Training School, University of Chicago, from Gorman, Chief, Training Branch, Military Government Division; 2 August, 1944, Letter to Mr. Fred R. Eggan, Director, Civil Affairs Training School, University of Chicago, from R. W. Vam Wegenen, Military Government Division, RG 389 Box 890, NARA. 戰中、CATSと軍政局は、戦後GHQの民政局朝鮮課の課長を務めたクラーク(Bruce E. Clarke)や南朝鮮の単独政府樹立を推進したヒルディング(John E. Hillding)などが活躍した場である。
- (11) 2 August, 1944, Letter to Mr. Fred R. Eggan from R. W. Vam Wegenen, Ibid.
- (12) (Top Secret) “Top Secret 1945”, from Legation De. Suisse, Washington D. C. to James F. Byrnes, Secretary of State, 16 September August, 1945, RG 59 Box 5, NARA.
- (13) 終戦時公文書集(完)「ボツダム」宣言ノ条項受諾

- ニ至ル経緯及其ノ後ニ於ケル連合国側トノ交渉経緯一切記録、9月3日枢密院説明資料（以下、『交渉記録』）、『芳賀四郎文書』マイクロフィルム R 71、国会図書館所蔵。
- (14) (Confidential) "from General MacArthur to Commanding General, Eighth U.S. Army", 14 January, 1946, RG 331, Box 785-15. NARA 資料、東京大学所蔵 AG (D) 03679.
- (15) (Secret) "Incoming Message, W 53583", from WASHINGTON to CINCAFPAC, 24 August, 1945, RG 331 Box 785-15, NARA 資料、東京大学所蔵 AG (D) 03682.
- (16) (Secret), from CINCAFPAC (B.M. Fitch, Brigadier General) U.S. Army to WARCOS, 24 August, 1945, RG 331, Box 785-15, NARA 資料、東京大学所蔵 AG (D) 03682.
- (17) 日本の最大通信社で、朝鮮半島には平壤と京城に支局があった。(Secret), "Civil Censorship, G-2 Periodic Report" No.4, p.3, 同盟通信が総督府の御用通信社として機能した点、東亜日報にモスクワ三国外相会談の誤報記事を配信して朝鮮の「反ソ反託」運動を激化させたと指摘する研究は以下を参考。鄭容郁 (2003)、155-158。
- (18) "General Release, The Representatives of Japanese Conference called by Hoover, Chief Censorship Unit, Office of Counter Intelligence, GHQ, AFPAC", 15 September, 1945, Hoover Papers, RG 15, Box 5, MMA.
- (19) 山名酒喜男 (1965) 『朝鮮総督府終政の記録（一）』（以下、『終政の記録』）、友邦協会、10。
- (20) 「終戦前後ニ於ケル朝鮮事情概要：終戦時並ニ終戦後朝鮮総督府ノ採リタル措置」『阿部信行関係文書』(1945.12) 32-33、マイクロフィルム R 7、国会図書館所蔵。任意に文書の初めから頁数を指定した。
- (21) 前掲書、32。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 前掲書、33。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 横田 [喜三郎]、『「ポツダム」及降伏文書ノ法的性質「ポツダム」及降伏文書ト主権』、(以下『法的性質』)、1945年10月外務省報告、『芳賀四郎文書』、マイクロフィルム R 71、国会図書館所蔵。
- (30) 『法的性質』；外務省条約局第四課「外地関係法令整理に関する善後措置についての擬問擬答」1952年4月15日、『外地法制史』(第1巻)、外務省編 (1990)、文書院。
- (31) 外務省条約局第四課「外地関係法令整理に関する善後措置に関する意見」1952年4月、前掲書、20。
- (32) 同上。
- (33) (Secret) "Transfer of Title to Korea", Discussion 2, 31 August, 1945, RG 59 Box 12 (以下、"Transfer, 31 August").
- (34) スペインの植民領土キューバに対する統治権の問題と米国との関係が、日本と朝鮮そして米国の関係に近いと説明。Green Haywood Hackworth (Legal Adviser of the Department of State), Digest of International Law, Vol.1, Department of State (1940), Government Printing Office, 526.
- (35) "Transfer, 31 August", Discussion 2.
- (36) "Transfer, 31 August", Discussion 1.
- (37) 鄭容郁 (2003) 36。
- (38) Ibid., Discussion 1.
- (39) 第一次世界大戦後の多くの国際法廷では、「第一次世界大戦中に占領された領土は、適切な法的処置〔平和条約の発布〕の実施までその法的状況に変更はない」と判断した。Hackworth, Digest of International Law, Vol.6, 386-388.
- (40) "Transfer, 31 August", 3.
- (41) Ibid., 4, 6.
- (42) Ibid., 7.
- (43) Ibid., Conclusion 3).
- (44) (Top Secret) "Status Summary, 3 a-1" 12 December, 1945, RG 331 Box 1, NARA (以下、"Status").
- (45) "Status, 8". 彼の祖先はペリーと共に日本に来訪した米国外交官で、その後祖先代々日本に居住し彼は5代目の在日米国人だった。プール氏が証人として招かれ発言した参議院憲法調査会議事録第7号、2000年5月2日。
- (46) 資料解説、国会図書館憲政室；高柳賢三他 (1972) 『日本国憲法制定の過程』有斐閣。
- (47) 遺族が保管している資料の寄付が2006年4月に決まった。関連資料の開示が待たれる。
- (48) (Secret) "Transfer of Title to Korea" 5 November, 1945, RG 59 Box 12, NARA (以下、"Transfer, 5 November"), 2.
- (49) Ibid., 1.
- (50) Ibid., 4.
- (51) アーネストは、米ソ共同委員会と国連臨時朝鮮委員団 (The United Nations Temporary Commission on Korea) の特別顧問 (Special Advisor) だった。特に国際法や憲法の分野で国際的な名声の高い弁護士だった。Albert Lyan, the Department of Justice, United States Army Military Government in Korea, Opin-

ions Rendered in the Role of Legal Advise to the Military Government of Korea, and Covering a Period from March 1946 to August 1948, RG 331, Box 1464, NARA (以下、“Opinions”).

(52) Ibid., 3.

(53) Ernst Frankel, “Structure of United States Army Military Government in Korea”, RG 554 Box 23, NARA. 韓国語訳は、以下を参考のこと。アーネスト・フランケル、「駐韓米軍政の構造」、『韓国現代史研究1』、梶村秀樹他、金東椿編集（1988）ソウル；理想と現実社、94-95。

(54) 前掲書、93-94。

(55) “Transfer, 5 November”, 3.

(56) From Joint Commission (John Weckerling), to Commanding General (Hodge), USAMGIK, May 22, 1948, RG 554 Box 23, NARA, 2.

(57) 朝鮮総督府が制定した各種の法律。制令の登場や法的性格、台湾総督府が制定した法律「律令」との比較については、次が詳しい。金昌禄（2002）「制令に関する研究」『法史学研究』（第26号）韓国法史学会。

(58) “Transfer, 5 November”, Conclusions 3.

(59) アーネスト・フランケル、94-95。

(60) 前掲書、93-94。

(61) SCAPIN 677. “Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan”, 29 January, 1946.

(62) “Reference CA 52759”, in “Incoming Message 12”, from Byrnes to GHQ AFPAC, Tokyo, 12 October, 1945, RG 9 Box 154, MMA.

(63) (Secret), Incoming Message 12”, from Byrnes to GHQ AFPAC, Tokyo, 12 October, 1945, RG 9 Box 154, MMA.

(64) 信託統治案を国連憲章の規定から考察した外務省の見解については、以下を参考にした。外務省調査局第五課（1948.7）『戦後における朝鮮の政治状況』、6-7. 執筆は主に前田事務官による（序）。

(65) “Transfer, 5 November”, 4.

(66) 特に、日本領土から分離する諸小島を規定する過程で、朝鮮に関しては竹島、憂陵島、濟州島が交渉の過程で持ち上がったが、最終的な講和条約の条文の「日本が放棄する地域」に竹島は明記されなかった。

(67) “Official Memo, Government Section”, 10 November, 1945, RG 331 Box 2189, NARA.

(68) 1946年4月15日「執務報告」（第二号）終戦連絡中央事務局政治部、『日本占領外交関係資料集』4巻、(1991) 柏書房、309. (以下、「執務報告」)。

(69) 1946年1月31日「終戦連絡各省委員会議事録」、『日本占領外交関係資料集』2巻、67。

(70) 1946年2月2日「終戦連絡各省委員会議事録」、前

掲書、69。

(71) 1946年2月6日「終戦連絡各省委員会議事録」、前掲書、73。

(72) 1946年1月29日の「外郭地域」指令で既に竹島の領土について日本政府は指令を受けている。「執務報告」（第二号）、1946年4月15日、309. 特に1947年以降に日米間で行われたサンフランシスコ平和条約の条約文検討と「獨島領土問題」については、次の研究が詳しい。李ソクウ『日本の領土紛争とサンフランシスコ平和条約』（2003）仁川：仁河大学校出版部。

(73) “日本本土外ノ地域ニ対スル行政停止問題”「執務報告」（第二号）、1946年4月15日、『日本占領外交関係資料集』4巻、310.

(74) 同上。

(75) 外務省条約局第四課、「外地関係法令整理に関する善後措置に関する意見」1952年4月15日、『外地法制誌』（第1巻）、外務省編（1990）、文生書院、8。

(76) 同上。

(77) 外務省条約局第四課、「外地関係法令整理に関する善後措置についての擬問擬答」1952年4月、前掲書21-22。

(78) 外務省条約局第四課、「外地関係法令整理に関する善後措置についての研究経過概要」（作成日の記載がないが1952年4月と推定）『外地法制誌』（第1巻）、外務省編（1990）、文生書院、109。

(79) “Opinion”. 日本の敗戦によって、朝鮮総督府が制定した法律は無効とならなかった。したがって、米軍政府の司法部は、個別にあるいは性格の類似した法律を一括して米軍政府の名の下に無効を宣言し、朝鮮総督府が制定した法律の廃止・改定作業にあたった。

(80) 『HUSAFIG』3, (1988) トルベグ, 499-500, 659-660; 森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録・資料編』第1巻（1979）巖南堂を引用して、9月21日の発布を推測した論文は以下の通り。金昌禄（2002）、松谷基和（2003）「南朝鮮における米占領軍の神道政策；GHQ/SCAPの神道政策との比較の視点から」『現代韓国朝鮮研究』第3号、『終政の統治』も公布日を9月21日と記している。しかし、総督府は、発令後に新聞などによって数日後に日本に不利な財産処分などの法令を知ったと米軍政府に意見書を提出している。終戦直後、米軍政府は、法令を官報の発行によってではなく、タイプしただけの法令の内容をごく少數の新聞関係者などにだけ伝えて公表させた。「一般命令第5条の発布日が、日本統治期の法令廃止の時点を決定するので重要だ」という主張については、金昌禄（2002）注71。

(81) Ibid, 499-500.

(82) “General Order No.5”, Sec 1, 18 September, 1945, 『HUSAFIG』, 3, 659-660.

(83) 8月16日、京城地方院、8月17日大田地方院清州

- 支庁、8月20日高等法院刑事部等。朝鮮総督府資料、刑事決定原本第1冊CJA 0000008、刑事裁判原本CJA 0000686、刑事判決原本CJA 0000580、韓国国家記録保管所所蔵。
- (84) 8月15日直後の混乱した解放政局のなか、職員の脱獄帮助によって脱獄した殺人犯などもあった。しかし、1946年3月、政治犯や経済犯等以外の法的処置によらない釈放者は再収監され、残された期間の服役处罚や处罚を受けた。大検秘第19号「裁判執行に関する件」大法院検事総長から大邱控訴院各地方法院検事長へ『裁判例記』、1946年3月13日、韓国国家記録保管所所蔵。
- (85) 一般的に、日本での政治犯釈放は1945年10月のGHQの指令による共産党員を初めとする日本人政治犯の釈放が注目されている。しかし日本政府はそれよりも早く、敗戦直後に連合国出身の政治犯39名を釈放している。「執務報告」(第1号)1945年11月15日、『日本占領外交関係資料集』4巻、279。
- (86) 『終政の記録』65。
- (87) 一般命令第21号の法的解釈については、次が詳しい。金昌禄(2002)。
- (88) (Top Secret), "Conditions in Korea" 13 September, 1945, from Commander in Chief, United States Army Forces in Korea to Commander in Chief, United States Army Forces, in Pacific, RG 331, Box 1, NARA.
- (89) (Restricted) "Korea: Problems of U.S. Army in Occupation 1945-1947 (以下、“Problems”), Civil Affairs Division, Special Staff, Department of the Army, 1 January, 1948, RG 5, MMA; "Trip to Korea, 13 August to 6 September 1946, Memorandum for Chief, Government Section", Frank Rizzo, RG 331 Box 2142, NARA.
- (90) 李昊宰(2000)『韓国外交政策の理想と現実』ソウル:法文社、53。
- (91) "Problems".
- (92) 李正熙(2002)「米軍政期における韓日貿易関係の形成およびその性格」『京都創成大学紀要』第2号、5。
- (93) 鈴木武雄(1946)『南北鮮の分割と朝鮮経済』『日本人の海外活動に関する歴史的調査3 朝鮮篇(下)』大蔵省管理局、高麗書林、1985所収、163-170. 作成者は元京城大学教授。
- (94) 前掲書、169。
- (95) Japanese Fishing Industry Preface, RG 389, Box 890, NARA.
- (96) 漁業擴張に関する米側提案要旨 1946年6月12日、日本外務省、E'-0004, 0011, 日本外務省外交資料館所蔵。
- (97) 外務省条約局第四課「外地関係法令整理に関する善後措置に関する意見」1952年4月15日、『外地法制誌』(第1巻)、外務省編、文生書院(1990)、9。